

## 全国ガールズ8(U-12)サッカーフェスティバル ～第3回ヴィレッジなでしこカップ～に泗水小学校の5人が参加

このほど、2月10日(土)～2月12日(祝)に福島県のJヴィレッジで開催される全国ガールズ8(U-12)サッカーフェスティバル大会に、泗水小学校の5人が出場することに決まりました。

5人は、創部2年目のプエルタ熊本FCLという女子サッカーのクラブチームに所属しており、これまで熊本県大会で優勝し、12月に別府市で行われた九州大会も勝ち抜き、九州代表として出場することになったものです。市民の皆さんの応援をお願いします。出場選手は次の5人です。(敬称略)

益田依佳(6年)、松本苑佳(5年)、中村唯加(4年)、宮崎穂乃佳(4年)、松永美里(2年)



前列左から2番目が松本さん、同3番目が益田さん、後列左から2番目が松永さん、同3番目が宮崎さん、同4番目が中村さん

## 12月15日(金)旭志幼稚園で餅つき大会

旭志幼稚園で餅つき大会があり、園児たちが臼と杵を使った餅つきに挑戦しました。

JA 菊池青壮年部旭志支部が旭志地区にある北合志保育園、新明保育園、川辺保育園、旭志幼稚園を訪問する形で毎年行っているものです。

旭志幼稚園を訪れた部員たちは、同旭志支部が提供するもち米を保護者などが協力して蒸す中、息の合った臼と杵での餅つきを披露しました。

年長組みの園児たちも、2人1組になり部員たちに杵の持ち方などを教わりながら交代で餅つきに挑戦しました。

子どもたちは「杵が重かったけど初めてで楽しかったです」などと元気に話してくれました。

園児と部員、保護者は、つきたての餅を食べながら楽しいひと時を過ごしました。



餅つきに参加した園児と部員たち

## 研修報告 ～韓国の親切を満喫した海外研修～

韓国はすっかり秋の深まりを感じるようになった10月26日(木)から10月30日(月)まで、ソウル外国語アカデミーと菊池市海外研修生の会との交流のためにソウルを訪問し、折り返し11月2日(木)から11月5日(日)まで、ソウル外国語アカデミーから2人の研修生を迎え交流を行いました。

この9日間は、私がホームステイでお世話になったチェ・スンヒさんをはじめソウル外国語アカデミーの皆さんを通じ韓国の親切と思いやりをひしひしと感じる日々でした。

この思い出は私の生涯忘れることのできないものとなり、今後の人生に大きな影響を与えるものと思います。

特にソウルで印象に残ったことは、インチョン空港からソウル市内に入るときのビルディングの林立、ソウル外国語アカデミーやホームステイでの歓迎、パソコンや携帯電話などの発達、東九稜や国立ソウル博物館での日本関連の資料の発見、市庁舎周辺の機動隊や守衛の物々しさなどでした。

また、日本でキム・ヒソンさんとチェ・スンヒさん達と散策した菊池の街並、2人の和服姿、そして菊池水源や阿蘇の自然の雄大さ、どれも心のアルバムに張り付きました。

今後、またいろいろな交流の機会が訪れることを願っています。

平成18年度菊池市海外研修生の会 団長 中原 英



ソウル外国語アカデミーを訪れた菊池市海外研修生の会のメンバー

## 国民年金情報 新成人の皆さん、国民年金の 加入手続きをしましょう

問い合わせ先  
市民課  
☎(25) 1111

国民年金は、国が責任をもって運営する公的年金制度です。日本国内に住所を有する20歳から60歳までの人は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、老後などに年金を受け取る権利があります。

自営業者、学生などは第1号被保険者に、サラリーマン、公務員は厚生年金や共済組合に加入すると同時に第2号被保険者に、第2号被保険者に扶養されている配偶者は第3号被保険者になります。

国民年金などの公的年金は、やがて必ず訪れる長い老後の収入を国が約束してくれる年金制度です。

国民年金の加入手続きは、お住まいの市役所の国民年金担当窓口で直接、手続きをしていただく。

●時間に余裕がなく、窓口まで来る時間がない場合は、郵送による手続きもできます。

毎月の保険料はいくら? 国民年金の保険料(月額)は、月額13,860円(平成18年度)です。なお、保険料をまとめて前払いするににより割引される前納制度もあります。

また、定額保険料に加えて月額4,000円の付加保険料を納付すると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金が支給されます。●付加年金は「2,000円×納付月数」で計算されます。例えば、10年間納付(合計48,000円)した場合の付加年金額は24,000円です。付加保険料を納付する場合は、必ず定額保険料を納付する必要があります。



## 口座振替が便利でお得!

口座振替は、金融機関などの窓口での現金納付に比べて便利でお得です。口座振替には、毎月の保険料が翌月末に引落される翌月末振替と、毎月の保険料がその月の月末に引落される当月末振替(早割)があります。早割は月額50円が割引されます。

●口座振替で前納制度を利用する場合は、現金での前納に比べてさらに割引額が高くなります。例えば、1年前納を口座振替で行った場合は、月々現金で支払った場合の合計額と比較して3,400円の割引(現金での1年前納は2,050円の割引)です。

毎月13,860円(平成18年度)は払えない...そんなときはどうすればいい? 20歳になり、所得が少なく保険料を納めることが困難な人については、若年者納付猶予制度や学生納付特例制度などの保険料免除制度を利用することができます。

手続きはお住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口で行ってください。

## 若年者納付猶予制度・学生納付特例制度とは?

若年者納付猶予制度と学生納付特例制度は、他の年齢層に比べ所得が少ない若年層(20歳代で学生以外)の人が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故などにより障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることが出来なくなることなどを防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度のことです。

- ポイント①**
- 若年者納付猶予制度→本人と配偶者の所得を審査
  - 学生納付特例制度→本人の所得のみで審査
- 一般の保険料免除(全額免除・一部納付)の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか判定しますが、若年者納付猶予は本人と配偶者の所得のみ、学生納付特例は本人の所得のみで判定することになります。そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない20歳代の人でも、若年者納付猶予の対象となる場合があり、学生の人は本人の所得がない場合は学生納付特例の対象となります。
- ※学生の人は、学生納付特例制度のみ利用いただけます。

- ポイント②**
- 障害・遺族基礎年金を受け取ることができます。
- 納付猶予や納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族(妻と子)の人は遺族基礎年金を受けることができます。
- ※障害や死亡といった事故が発生するまでの国民年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料を納付、免除または猶予されていること、もしくは事故の直前の1年間に保険料の未納がないことが必要です。
- 猶予期間などの年金はどうなるの?**
- 若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。
  - そこで、これらの期間の保険料は、10年以内であれば後で古い期間から順に納付できるようになっています(追納)。
  - 追納する場合の保険料額は、猶予などを受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた期間の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。